

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条(会員)

1. 本規約を承認のうえ、JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)が発行するカードの申込みをされた個人のうち、当社が入会を認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 本規約に定める当社が発行するカードは、VISAカード機能を有する「VISAカード」、Mastercard機能を有する「Mastercard」の2種類とします。
3. 本会員が本会員の代理人として指定した家族で、以下の責任を負うことを承認のうえ、当社にカードを申込み、当社が入会を認めた方を家族会員とします(以下「会員」という場合は、本会員と家族会員を指します)。家族会員は、当社が発行したカードおよびカード情報(会員番号、有効期限、セキュリティコード等。以下同様)を本規約に基づき、本会員の代理人として利用することができます。また、本会員は、家族会員が家族カードおよびカード情報を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対して本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。

第2条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ② 暴力団準構成員
 - ③ 暴力団関係企業の役員・従業員
 - ④ 総会屋等
 - ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ 特殊知能暴力集団の構成員
 - ⑦ 前各号の共生者
 - ⑧ その他、本項①から⑦に準ずる者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他、本項①から④に準ずる行為
3. 当社は、会員が本条1項、2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
4. 当社は、会員が本条1項、2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカードの利用を停止することができます。

第3条(年会費)

本会員は当社に対して所定の年会費とその消費税を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。また、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細を通知しない場合があります。

第4条(届出事項の変更)

1. 本会員の住所・氏名・決済口座・電話番号・メールアドレス・勤務先・年収および家族会員の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の方法により届出るものとします。また、届出がない場合には、当社はカードの利用を停止することがあります。
2. 本条1項の届出がなされていない場合でも、当社が取得した公的機関が発行する書類等により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、1項の届出があったものとして取り扱う

ことがあるものとします。

3. 本条1項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

第5条(規約の変更、適用)

当社は、本規約を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生日を当社所定の方法により周知します。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、変更後の本規約を適用します。

第2章 カードの管理

第6条(カードの貸与と取扱い)

1. 当社は会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。
2. 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの裏面署名欄に自署し、自署した会員本人以外は利用できないものとし、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用し管理するものとします。
3. 会員は、カードおよびカード情報を他者に貸与、譲渡、質入、担保提供等してはならず、また理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他者に利用させ、もしくは利用のために占有を移転することは一切できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービス購入等のためにカードのショッピング枠を利用すること、その他違法な取引に利用することはできません。
4. カードおよびカード情報の利用、管理に際して、会員が本条2項、3項のいずれかに違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用されたときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第7条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、当社指定の期日までとします。
2. 有効期限の2ヶ月前までに申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等、当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

第8条(暗証番号等)

1. 会員は、当社に暗証番号を登録し、他者に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ただし、申し出が無い場合または当社が定める指定禁止番号(生年月日や電話番号など第三者に容易に推測されやすいもの)を申し出た場合は、所定の方法により当社が暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、セキュリティコードおよびVisa Secure、もしくはMastercard SecureCode(セキュアコード)のパスワード(以下、暗証番号と併せて「暗証番号等」といいます)についても、他者に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

第9条(取引時確認の同意)

会員は、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)に基づき本人確認を求められることに関して、以下に定める事項に同意するものとします。

- ① 当社が「犯罪収益移転防止法」に基づき、本人確認等の目的で法定書類の提示または提出を求めた場合は、それに応じること。また、会員が提出した本人確認書類の写しは同法により、その保管が義務付けられているため返却できないこと。
- ② 本人確認等ができないときは、カードの発行をお断りする、あるいは利用を制限する場合があること。
- ③ 当社への届出事項その他の確認を当社が再度要請した場合は、これに応じること。
- ④ 当社が、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に取引時確認業務を委託すること。

第10条(カードの利用枠)

1. カードの利用枠は、当社が定める所定の期限毎に見直しを行う

- ものとし、この見直しの結果、法令の定め等により当社が任意に減額できるものとし、会員は、当社のカードの利用枠の見直しにあたって、当社の求めがあった場合には、カードの利用枠の調査に必要な書類の提出・事実の照会に応じるものとし、また、会員の利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえカードの利用枠を増額できるものとし、
2. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額または利用を停止できるものとし、
 - ① カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ② 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
 - ③ 当社が定める取引時確認手続きが完了しない場合
 - ④ 「犯罪収益移転防止法」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
 3. キャッシング利用枠、うちキャッシングリボの利用枠、うち海外キャッシングサービスの利用枠については、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。
 4. カードの利用枠およびその内訳は当社が会員に貸与した全てのカードにかかる利用金額の上限（以下「会員利用総枠」といいます）の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとし、会員のカードショッピング利用枠、カードキャッシング利用枠のそれぞれの利用代金の未決済残高を合算して管理します。
 5. カードショッピングのうちリボルビング払い、回数指定分割払い（3回以上のもをいう。以下同様）、2回払い、ボーナス一括払いの利用枠は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとし、会員のリボルビング払い、回数指定分割払い、2回払い、ボーナス一括払いの利用代金の未決済残高を合算して管理します。
 6. 前項の利用枠のうちリボルビング払い利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を翌月一括払いの扱いとして支払うものとし、
 7. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとし、

第11条(会員利用総枠)

1. 当社は、第10条に定めるカードの利用枠とは別に、会員利用総枠を所定の方法にて定めるものとし、当社から複数のカードを貸与されている場合の全てのカードにかかる利用金額の上限である会員利用総枠は、各カードの利用枠を合算せず、利用枠が最も高いカード（以下、「上限カード」といいます）の利用枠を上限とします。ただし、各カードの利用枠は各カードに定められた額とします。また、上限カードが本規約第25条に定める退会もしくは利用枠の減額、または上限カード以外のカードが利用枠の増額等により、利用枠が最も高くなった場合は、そのカードの利用枠を上限とします。なお、上限カードを定めるに際し、カードの利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が上限カードを任意に定めるものとし、
2. 当社は、会員が本規約第23条、第24条に定める、会員資格の取消し、期限の利益の喪失に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとし、当社が貸与した全てのカードの利用枠も取消されるものとし、

第12条(カードの再発行)

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとし、

第13条(紛失・盗難・偽造)

1. カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」といいます）により他者に不正利用された場合、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとし、
2. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄警察署に届出るものとし、当社への連絡内容については、改めて文書で届出ていただく場合があります。
3. 偽造カードの使用によるカード利用代金については、本会員は支

払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または利用について会員に故意または過失があるときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第14条(会員保障制度)

1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他者にカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察署への届出および当社への連絡がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。その場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等調査に協力するものとします。
2. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - ① 会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が本条1項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ 暗証番号等の入力に伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号等の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)
 - ⑦ 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の前日から起算し、さかのぼって61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - ⑨ その他本規約に違反する使用に起因する損害

第15条(カード利用の一時停止)

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が完了するまでの間、カードの利用を停止することができるものとします。
2. 当社は、短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの全部または一部の利用を一時的に停止することができるものとします。
3. 当社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードの全部または一部の利用を一時的に停止できるものとします。また、この場合、当社は加盟店や現金自動預払機等を通じてカードの回収を行うことができるものとし、加盟店からカード回収の要請があったときは、会員はこれに応じるものとします。
4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードの利用を停止することができるものとします。
5. 当社は、「貸金業法」に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。
6. 当社は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
7. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用停止措置をとることができるものとします。

第16条(付帯サービス等)

1. 会員は、カードに付帯するサービスおよび特典(以下「付帯サービス」といいます)を利用することができます。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を通知することなく変更することをあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、第23条に定める会員資格の取消しをされた場合、もしくは、第25条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。

第17条(業務委託等の承諾)

1. 会員は、当社がJ.フロント リテイリング グループ各社、ならびに三井住友カードおよび三菱UFJニコスに対して、カードに関する業務のうち当社が指定した業務を委託することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、第18条1項により金融機関口座自動振替の方法によりカード利用代金を支払う場合、金融機関の一部については当社の指定する収納代行会社である三井住友カードまたは三菱UFJファクターを通じて当社に支払うことを承諾するものとします。なお、振替処理は当該収納代行会社名義で行われることを承諾するものとします。
3. 当社が、会員に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することを、承諾するものとします。

第3章 カード利用代金の決済方法

第18条(代金決済口座および決済日)

1. 商品購入代金等のお支払いは、本会員が支払いのために指定した預金口座(本会員名義に限る)からの口座振替、通常郵便貯金(本会員名義に限る)からの自動払込のいずれかの方法(これらを総称して「金融機関口座自動振替」といいます。また、預金口座、通常郵便貯金を総称して「決済口座」といいます)により支払うものとします。
2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトに関連可能な状態におくとともに、その旨を本会員が届出たメールアドレス宛にメールで通知します。会員は、WEB明細通知サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合、本会員の届出住所宛てに書面を送付します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、法令に基づき交付する書面(ショッピングのリボルビング払い・回数指定分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、キャッシング利用が含まれる場合)は除きます。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申し出るものとします。
4. 当社に支払うべき債務のうち第41条に定めるキャッシングリボの返済元金および第46条に定める海外キャッシングサービスの返済元金は、本条1項で本会員が指定する金融機関口座自動振替の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第10条4項に定める未決済残高に含めるものとします。

第19条(海外利用代金の決済レート等)

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド(以下両者を「国際提携組織」といいます)の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される

外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第20条(決済口座の残高不足等による再振替等)

1. 支払期日に決済口座より振替が出来なかった場合には、当社が指定する日に再度決済口座より振替(以下「再振替」)を行うことができるものとします。ただし、当社が別途指定したときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2. 本会員は、債務の支払いにかかる費用を負担するものとします。
3. 当社は、再振替等の結果を金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと認めるまでは、カードの利用を停止することができるものとします。

第21条(支払金等の充当順序)

1. 本会員が弁済した金額が、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁にかかわる債務については「割賦販売法」第30条の5の規定によるものとします。
2. 支払われた金額が過剰となった場合、任意の入金とみなし未決済残高へ充当することに同意するものとします。ただし、会員より当該入金分について返金の申し出がある場合は返金します。なお、返金に対する手数料は会員の負担とします。

第22条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、回数指定分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシングサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、回数指定分割払いおよび海外キャッシングサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第4章 会員資格の取消し・期限の利益の喪失・退会等

第23条(会員資格の取消し)

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
 - ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合
 - ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合
 - ④ カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合
 - ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき
 - ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合
 - ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき
 - ⑧ その他当社が会員として不適格と判断した場合
2. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合、会員は速やかにカードその他当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
3. 当社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
4. 本会員は、会員資格の取消後においても、会員がカードを利用しまたは他者に利用されたとき(カード情報の利用を含む)は、これによって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。
5. 本会員が会員資格を取り消された場合には、同時に家族会員も会員資格を取り消されるものとします。

第24条(期限の利益の喪失)

1. 本会員は、カードショッピングの当社に支払うべき債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条1項の規定により会員資格を取消された場合ならびに第25条2項の規定により退会し、当社が必要と認めた場合、当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、本条1項、2項の債務を支払う場合には、第20条1項の但し書の定めにより支払うものとします。
4. 本条1項、2項の定めにかかわらずカードキャッシングの期限の利益の喪失は、「利息制限法」第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第25条(退会)

1. 本会員が退会する場合は、当社所定の方法により届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカードを当社に返還するものとします。また、家族会員のみが退会する場合も、同様に届け出るものとし、この場合当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカードを当社に返還するものとします。
2. 本会員は、退会する場合に、当社が請求したときは、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを使用して生じた一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第26条(会員の再審査)

当社は、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当社からの請求があれば求められた資料等の提出に応じるものとします。

第27条(費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第28条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地または当社の本社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所にすることに同意するものとします。

第29条(準拠法)

本規約および本規約に基づく会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。